

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.133

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2023. 8. 18

町内会組織改善の要望書をだす

5月例会以降「市民オンブズ岡崎」の例会で学区総代会の話題が何度も出ました。ある学区総代会が役員手当と活動手当を新設したのですが、所属町内会の会員には何も相談なく、総代会の会議で勝手に決め、その原資を各町内会に求めている話や神社への支出、消防団への目的のわからない支出（消防団会計に記載されていない）など、問題点がたくさん出ました。そこで、会として岡崎市総代会連絡協議会会長あての要望書を提出することに決まり、7月18日岡崎市総代会連絡協議会事務局を兼ねている岡崎市市民協働推進課に提出しました。なお、岡崎市から支出されている町内会業務委託費の学区総代会、町内会分を別紙一覧表にしてありますので、参考にしてください。（HPにも資料で載せておきました。）

町内会組織改善の要望書

令和5年7月18日

岡崎市総代会連絡協議会

会長 長坂 秀志 様

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊 研治

日頃、岡崎市総代会連絡協議会では、明るく住みやすい岡崎市のまちづくりを推進するため「市民活動への積極的な協力と参加」「防災活動の推進」「防犯活動の推進」「交通安全の推進」「地域福祉活動の推進」「行政との協働による安全で美しいまちづくりの推進」の6つの活動方針に基づき、日々取り組んでおられることと感謝しております。

貴協議会HP会長あいさつに、「岡崎市には、556の町内会があり、加入率は全国的にも高い水準を維持しています。このような高い加入率を誇っているのは、地域住民の皆様方の多大なるご協力の賜物であると認識しております。」

また、「地域に住む住民が、お互いに手を取り合い、連帯感を持って、自分たちの住むまちを、より良くしていくため、町内会の活動はより重要なものになると思います。」と掲げられています。

そこで、貴協議会に、以下の点についてご検討いただけますよう要望します。できれば、検討された結果をお答えいただければ幸いです。当会の会報にも掲載したいと思っております。

記

1. 「町内会」の役員がほぼ男性ばかりになっている現状は、男女共同参画や多文化共生社会の実現がうたわれている現在、社会の変革に追い付いていません。ぜひ、町内会役員の半数を女性とし、町内に多く住まわれている地域においては外国人を積極的に登用するなど、町内会組織改善目標を掲げ、各町内会に促していただきたい。

2. 消防団員は特別職公務員として報酬が（一般消防団員で年額 36500 円）支払われており、災害や防犯出動には出動手当（一回 2300 円から 2700 円）も消防本部より支給されています。

また、各消防団へは消防本部から活動のための補助金も支給されています。

町内会から消防団への支出は、実際に町内会が要請した行事へ参加された消防団員個人に支給するよう改めていただきたい。

3. 多くの町内会において、神社等に対して何らかの支出が見られます。氏神様なのだから、いいのではないかと考えられているようですが、町内会に加入されている市民はいろいろな立場の方が見えます。表面的には争うことを避けて、黙っておられる方も大勢みえると思います。町内会からの支出は、信教の自由を保障する憲法にも違反すると思います。

神社等宗教団体への町内会会計からの支出はぜひなくしていただきたい。

4. 多くの総代は次の担い手がなかなか申し出てこれない中で、責任感から続けておられると聞いています。頭が下がる思いです。そうした中、残念ながら、総代と称するため、一部総代、学区総代会長のなかに「自分はえらい」「自分の言うことを聞け」と威圧的にふるまっている方が見え、当会に意見を寄せられる方が見えます。貴協議会の方針とも反すると思います。

そこで、今後の検討課題として考えていただきたいのが、名称問題です。

総代を廃止し、町内会長又は自治会長とし、その連合組織である貴協議会も「岡崎市総代会連絡協議会」から「岡崎市町内会（自治会）長連絡協議会」もしくは「岡崎市学区町内会（自治会）長連絡協議会」と名称変更することを検討していただきたい。

5. 貴協議会発行の「町内会活動の手引き」でも記されているように役員等の活動費や手当について必ず記載することと記されていることは承知しています。しかし、私たちが収集した町内会会計決算書では明確にどの役職にいくらかと記載されていません。また、役員等の活動費や手当であれば、税務署への所得税納付も必要となってきます。さらに、役員手当を町内会から受領しているうえ、学区総代会において総代の協議だけで町内会からの会費徴収金額を決めたり、役員手当や活動費を決めたりしている事案を聞いています。貴協議会において役員等への報酬や手当はないと聞いていますので、そのギャップに唖然としています。

貴協議会から「町内会会計決算書では明確にどの役職にいくらかと記載すること」、「学区総代会においては、岡崎市から支払われた委託料のうち、学区総代会あてに割り振られた委託料により賄い、不足する場合は、町内会からの会費徴収金額を各町内会で協議され、了承を得たのちに決め、役員手当や活動費は各町内会の承認を求める」よう伝えていただきたい。

以上

8月1日付「岡崎市総代会連絡協議会会長」より回答がありましたので、掲載します。

令和5年8月1日

市民オンブズ岡崎
代表 渡邊 研治 様

岡崎市総代会連絡協議会
会長 長坂 秀志

町内会組織改善の要望書に対する回答について

日頃から、岡崎市総代会連絡協議会業務に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年7月18日付け、町内会組織改善の要望書について、以下のとおり回答いたしますので、よろしくご査収ください。

記

- 1 町内会役員における女性や外国人の登用については、担い手の確保もあることから、現状、町内会役員について年齢や性別、国籍といった要件は設けておらず、各町内会の実情に応じ対応をしています。
目標を定めることは難しいですが、より幅広い人材が町内会役員として活躍していけるよう啓発に努めてまいります。
- 2 消防団に対する町内会会計からの支出については、支出の根拠等を明確にするよう注意喚起を図ってまいりたいと思います。
- 3 神社等宗教団体への町内会会計からの支出については、これまでも町内会会計とは分けて運営されるよう注意喚起を図っておりますが、引き続き町内会等に対し、同様の注意喚起を図ってまいります。
- 4 御意見として承ります。
- 5 学区総代会及び町内会の運営は、各々の規約に基づき運営されるようお願いしており、また規約については、会員の皆様によく御理解を頂いたうえで定めるようお願いしております。今後も引き続き同様の注意喚起を図ってまいります。

時代祭「信教の自由」で揺れた自治会費の行方 伝統存続へ “軟着陸、案

産経新聞 7月4日配信

京都三大祭りの一つ、時代祭の行列参加を巡り、費用の一部を自治会費から積み立てていた自治連合会の一つに対し、住民の一人が「信教の自由」を掲げ、支出の差し止めを求める訴訟を起こした。確かに京都には数多くの寺社や関連祭礼があり住民との結びつきが強い半面、それが伝統行事か宗教行事なのか、といった境界はあいまいな部分も多い。訴えに揺れた末に自治連側が“軟着陸、させるために下した結論とは。

■地域の絆、その一方で

「私たちの地域だけでなくどこでも起きうる問題。今後も行列への参加を続けていくため、こうした形にできたことは良かった」。JR京都駅の北側、西本願寺と東本願寺の間に位置する植柳（しょくりゅう）自治連合会（京都市下京区）の宇野健藏（けんぞう）会長（75）は、ほっとした表情でこう語った。

約700世帯が加入する同自治連は四半世紀に1度のペースで長年、時代祭の「時代風俗行列」の一つ、徳川城使上洛列に参加してきた。コロナ禍での中止を経て昨年10月に行われた行列では代表の約60人が参加。多くの住民も裏方として行列を支え、地域の絆を強めたという。

ただ祭りを前にした昨夏、自治連は京都地裁にある訴訟を起こされていた。原告は自治連に加入する住民の男性。訴えの内容は「行列は平安神宮の祭礼の一つであり、自治会費からの支出は憲法が保障する信教の自由に反する。支出の差し止めを求める」というものだった。

■多様な意見を尊重

自治連によると、行列の参加には一定の費用がかかるため、任意で住民から協賛金として計約500万円を集めていたほか、自治会費から毎年約10万円を基金に積み立てていた。男性が問題視したのはこの積み立ての部分。自治連がある地域には寺関係者も多いことなどを挙げ、「お寺の門徒さんは本来は神社の祭礼にお金を出すことはしない。自治会費から出すのはおかしい」と主張していた。

行列への参加や積み立ての運用は長年、地域の慣例として行ってきた。それだけに自治連側は訴えられた当初、戸惑うばかりだった。

しかし関係者で話し合いを重ねる中で、多様な意見や考えを尊重しつつ、今後も地域の大事な行事である行列に参加する手法を模索。最終的に時代祭に関する組織と会計を、自治連から分離・独立させることを臨時総会で決定した。

具体的には年間1800円だった自治会費を1500円に変更。差額の300円は行列への参加などに充てる費用として、住民が任意で支払うかどうかを判断できる形にした。こうした動きもあり、訴訟は今年3月、和解が成立した。

■人口減と問題意識

原告だった男性は『「訴訟なんかするな』という声の一方で、『よくぞ言ってくれた』という声もあった』と振り返り、「組織と会計の分離をするという決断は大きい。自治連のみなさんには敬意を表する」と語った。一方の自治連の幹部は「地域のもめごとを大きくせず、今後も持続可能な形にしていこうという思いだ」と述べた。

全国的に人口減少や地域住民の入れ替わりが進む中、京都に限らず、自治会費の使途の透明性や地元寺社の祭礼との関係性などに問題意識を持つ人は少なくないだろう。

今回の訴訟の行方には他の自治会関係者も関心を寄せていたといい、宇野会長は「一つの解決の形として、われわれのやり方を知ってもらえれば」と話した。

■時代風俗行列 平安神宮の創建を祝い明治28年に始まった時代祭の最大の見せ場。明治維新から江戸、鎌倉、延暦など8つの時代の人物などに扮した市民ら約2千人が京都市内の約2キロを練り歩く。新型コロナウイルス禍を経て昨年10月、3年ぶりに実施された。（杉侑里香）

岡崎市上下水道審議会で水道料金の値上げが審議されています。「適正な水道料金の在り方」で、要望書。

岡崎市上下水道審議会で水道料金値上げが審議されており、大口利用者の負担割合を減らし、小口利用者に負担を重く強いる案が事務局から提示されそうのため、急遽上下水道事業管理者と審議委員宛に要望書を提出しました。

令和5年7月18日

岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
伊藤 茂様

「適正な水道料金のあり方」の審議に関する要望書

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治

日頃、岡崎の上下水道事業の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

現在、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会において「適正な水道料金のあり方について」審議されています。事務局の合理性・効率性を追求した提案と、それを受けた各審議会委員の真摯な発言を傍聴してきました。

岡崎市の水道普及に大きな役割を果たした水道施設の老朽化は進んでおり、健全な水道事業を継続していくうえで適切な更新が必要と理解しました。

6月28日の第6回審議会で、事務局より9.7%の料金改定した場合のシナリオが提示され、各委員に了承されました。このことを踏まえて、次回には具体的な料金改定案が提示されることと思料されます。

それについて危惧していることがあり、次のことを要望します。

令和3年の前回の審議会で「適正な下水道料金のあり方」が審議されました。検討の結果、2.36%の料金改定が必要とされましたが、総合的な判断で料金改定は見送られました。その時の事務局の考え方は「基本使用料の割合を高め、逓増度を下げるのが望ましい」と、生活用の小口使用者の改定率はより高く、企業など大口の利用者は逆に減額になるものでした。

水道は「命の水」であり、多くの都市で、少量しか使わない市民の生活用の水と、大量に使用する企業の生産活動の一資源としての水を区別して、料金の逓増制を実施しています。生活用水として利用する者と、利用することで利益を得る者への料金負担の逓増度があっても不思議ではありません。

現行の岡崎市の水道の逓増度は1.85です。中核市平均は2.65、県内自治体平均は2.25です。現在でも他の多くの都市より生活用水として利用する者に負担が多くかかっています。少なくとも現行より逓増度を下げないでください。

また、現在、市民生活の大きな影響のある水道料金の改定が検討されていることについて、あまり触れられていません。市民に開かれた上下水道事業を目指すならば、広く市民に情報を提供するとともに、市民の声を聞く場を設けるべきと考えます。しかるべき対応をお願いします。

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会審議委員各位様

「適正な水道料金のあり方」の審議に関する要望書

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会として、岡崎の上下水道事業の発展のためにみなさまがご尽力されていることに敬意を表します。

現在、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会において「適正な水道料金のあり方について」審議されています。事務局の合理性・効率性を追求した提案と、それを受けた各審議会委員の真摯な発言を傍聴してきました。

岡崎市の水道普及に大きな役割を果たした水道施設の老朽化は進んでおり、健全な水道事業を継続していくうえで適切な更新が必要と理解しました。

6月28日の第6回審議会で、事務局より9.7%の料金改定した場合のシナリオが提示され、各委員に了承されました。このことを踏まえて、次回には具体的な料金改定案が提示されることと思料されます。

それについて危惧していることがあり、次のことを要望します。

令和3年の前回の審議会で「適正な下水道料金のあり方」が審議されました。検討の結果、2.36%の料金改定が必要とされましたが、総合的な判断で料金改定は見送られました。その時の事務局の考え方は「基本使用料の割合を高め、逓増度を下げるのが望ましい」と、生活用の小口使用者の改定率はより高く、企業など大口の使用者は逆に減額になるものでした。

水道は「命の水」であり、多くの都市で、少量しか使わない市民の生活用の水と、大量に使用する企業の生産活動の一資源としての水を区別して、料金の逓増制を実施しています。生活用水として利用する者と、利用することで利益を得る者への料金負担の逓増度があっても不思議ではありません。

現行の岡崎市の水道の逓増度は1.85です。中核市平均は2.65、県内自治体平均は2.25です。現在でも他の多くの都市より生活用水として利用する者に負担が多くかかっています。少なくとも現行より逓増度を下げないでください。

市民オンブズ岡崎の例会案内

9月5日（火）PM 7時00分～

10月3日（火）PM 7時00分～

りぶら（岡崎中央図書館）102A 会議室